

開催期日 令和4年3月15日

開催場所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議の日時及び場所

開 会 令和4年3月15日 午後1時30分
閉 会 令和4年3月15日 午後3時00分
場 所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する
～第2号 処分について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見の決定について
議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
～第12号
議案第13号 中島農業振興地域整備計画〔農振除外〕(案)に対す
る意見の決定について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員11名中・出席者11名・欠席者0名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本間俊一

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱森枝里子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和4年第3回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会 長 (あいさつ)

どうも皆さん改めましてこんにちは。令和4年第3回の中島村農業委員会総会のご案内申し上げたところ、季節柄大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ようやく3月に入りまして、桜の開花についてあちらこちらから便りが届いております。それにも増してですね、皆さん方も各分野におかれまして大変お忙しいのではないかとご推察申し上げます。

オミクロン株の件ですが、だいぶ減ったようですがまだまだ予断を許さない状況下でございます。くれぐれもお気をつけてくださいますようお願い申し上げます。それと、今日は雨が降りましたが、杉の花粉等の情報も入ってきてまして、あわせてPM2.5、黄砂等もきているようです。

なんと申しましても、今世界中で騒がれているのがウクライナの問題でございます。我々の農業委員会には関係のないことですが、非常に悲惨な状況でございます。よくテレビで放映されているのですが、妊婦さんや生まれたばかり

の子どもなど親子共々殺してしまう状況で本当に悲惨です。それと同時にですね、チェルノブイリの原発が停電したということで、非常に心配といいますか、恐ろしい状況下でございます。今後どういう風になっていくのか、我々には想像のつかないような現状でございます。

さて、本日の総会でございますが、議案13件ございます。どうぞ慎重審議よろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日は大変ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、2番宮本直人委員、3番天倉光喜委員を指名した。

議長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第1号受付番号第4号について、確認担当委員に報告を求めた。

4番芳賀敏行推進委員

議案第1号受付番号第4号につきまして、3月8日に、譲渡人・●●●●さん、●●●●さん、譲受人・●●●●さんの申請代理人・行政書士●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、また、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番鈴木一男農業委員

議案第1号受付番号第4号につきまして、只今芳賀推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、芳賀推進委員と同様に、現地についても3月8日に確認いたしましたが無問題で、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第5号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第2号受付番号第5号につきまして、3月8日に、設定人・●●●●さんの妻・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また現地についても3月8日に確認いたしましたが無問題であり、経営移譲による権利設定であり、耕作についても問題はないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第2号受付番号第5号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても3月8日に確認いたしましたが無問題であり、耕作についても問題はないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第2号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第3号受付番号第2号につきまして、3月8日に、設定人・●●●●さん、●●●●さん、被設定人・●●●●さん、行政書士・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また現地についても3月8日に円谷会長・本間事務局長・萱森さんの4名で確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第3号受付番号第2号につきまして、吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても3月8日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

6番吉田定雄推進委員

農業委員会を通つた後、何か問題等あつた場合は、村での対応となるのか。

事務局長

今回農業委員会としては、法的に申請内容に不備がないというところであります。その後県の方に進達して転用許可が出た場合に、事業を始めるための造成が始まることとなります。その後は農地ではなくなりますので、仮に騒音や悪臭等が発生した場合、住民の方や利害を受けている方が、村であつたり直接県の振興局の方であつたり、苦情が入つて指導に入るところであります。なお現地確認を行った際に、事業者は中国国籍の30代の方で、そこまで日本語が流暢ではないというところで、一番懸念しているのは環境についてですね。事業が始まってからの騒音や、近隣住民への迷惑行為にあたらぬか、やはり

懸念されるのは夜勤の方が日中休まれているところに、金属の裁断、積み下ろしやトラックが入る際の騒音、そういったトラブルが出てくるのではないかと。こういったトラブルについては、記載のありました通り、自分で責任をもって対応するということであります。近隣住民の同意書というのは今回の申請には求められないので、近隣の方の同意がなくとも申請はあげられますし、そういったものの添付がないから可決できないという理由は取れないので、そのあたり慎重に判断しなければなりません。事務局で心配しているところでは、仮に事業開始後にいろいろなトラブル、申請との相違、近隣の不満等で訴訟を起こされたり、情報開示を求められたりしたときに、農業委員会ではしっかりと対応したというところが必要であると考えております。

議 長

私も一番心配なのが申請内容の通り本当に産廃が発生しないのか、申請と違う方向にいかないか、それがなきにしもあらずですので、事務局をはじめ我々も、許可権者の県の方にもお願いして、指導を徹底しなければいけないと思われれます。これも悩みの種というか、農業委員会としても村としても思わしいことではないんですけども、計画者の生活もかかっているでしょうし、地権者との賃貸の問題もあるでしょうから。

1 番小林均農業委員

小針地区の裏の方に、昔鉄筋工場があったが倒産してしまい、今は所有者不明の状態になっている。結局誰にも立ち退きをやらしてもらえず廃墟状態の工場が残ってしまっている。この案件に関しては、そこまでいくかわからないですけども、中国系の方が経営をしている、そして仮に倒産した、逃げられたとなった時に、小針の裏のような状況になってしまわないか。今回は地権者と賃貸関係を結ぶようですけども、地権者の方に不安が出てはこないだろうか。

事務局長

只今ご意見頂きました内容、将来にわたってこの事業が継続できるか、しっかりと計画通りに進められるかというのは実際やってみないと分かりません。経営ができなくなって潰れてしまうということも当然考えられます。残された地権者というのは、貸借の契約の中身にもよりますが、最終的には地権者の方が処分なり整備なりするにはなると思っています。今回の●●●●さん・●●●●さんお二方については、以前からここを売り地としていましたがなかなか買い手が決まらなくて、今回●●●●さんもこれまで借りていた土地での営業ができなくなってしまったものですから、早急に話が進んで、貸借でもいいだろうと、●●●●さんについても早急に生活の基盤を取り戻したいというところもあるようです。本来であれば今日の今日の資料というのは考えられないんですけども、行政書士の方との打ち合わせの中で、どうしても早急に審議をしてほしいということでありました。

5 番大木一男推進委員

以前●●●●で事業をしていた時には苦情はなかったのか。

事務局長

●●●●庁舎にて苦情が無い旨確認していましたが、周辺に夜勤の方がいて、音に対する電話での苦情が入ったと、後から連絡をもらいました。

2 番宮本直人農業委員

同業の●●●●さんの方は苦情はないのか。

事務局長

農業委員会の方には入ってこないなので、あるとすれば直接県か、住民生活課の環境の方に連絡がいくと思いますので、こちらでは把握しておりません。

3 番天倉光喜農業委員

非常に判断が難しい。

事務局長

感情的になってしまえばご遠慮願いたいところですが、ただ農業委員会への申請の内容としては、これで今のところ不備がないということも現実なものですから。

5 番水野谷一男農業委員

反対できないということですね。

5 番大木一男推進委員

景観上はあまりよろしくないのではないかと。例えば山の方とか、そういったところだったら良かったけれども。

事務局長

県の景観条例についても、他法令関係で協議を進めるんですけども、そこについても届出等必要無いという回答を得ています。

1 番小林均農業委員

県道沿いは中古自動車の展示場になっている。

3 番天倉光喜農業委員

道路脇で中古の自動車や農機具を展示しておくということなのか。

事務局長

廃棄物を引き下げてくるのではなく、利用できるもの、トラクター等農機具や車を持ってきて売れるものは展示すると。では分解、切断であったりアルミ、鉄、銅というのは何なのかと聞いたところ、例えば家屋解体とか、そういったところから出る鉄骨、トタン等だけを持ってきて2、3日置いておいて、本社の方に持っていくということでした。大きめのものだけは切断するというので、それで油の流出は無いと。

1 番小林均農業委員

仮に農業委員に申請があがった内容に対して、違反するようなことがあった

場合の対応はどうか。

事務局長

計画書通りに現場ができていないということであれば、指導や命令が出ることとなると思います。あとは本人がどうしても計画を変更したいということであれば、再度変更申請を農業委員会にかけるということになるかと思います。

1 番小林均農業委員

非常に難しい。拒否することもできない。

5 番大木一男推進委員

地域住民のハンコをもらうようなものがあれば、反対という人が出てくるように思われる。

事務局長

そういったものをとることはできないですから、事業が始まってからどういった管理をするのか等で、しかるべき機関に連絡して指導してもらうしかないのかなど。今のところの申請内容ですと、周りには迷惑がかからない、トラブルが発生したら自分で対応するというような内容になっています。古物商という資格以外のことはやらないとうたっていますので、この内容でしか審査ができないというところがございます。

3 番天倉光喜農業委員

結局許可するしかないということになる。

事務局長

事務局で議案としてあげておりますので、申請内容、資料等について農地法に反している部分がないというところがございます。それでご判断いただかないかなど。

1 番小林均農業委員

問題なく申請があがったため許可するとなったのであれば、仮に後で違反等があったとしても、農業委員会の責任とはならないか。

事務局長

そこが非常に懸念される部分でありました。農業委員会としてはあくまでも申請内容に対する審査ということで、この申請に対しては異議があるのかないのか、そして最終的に県の許可となります。今この段階で、今日の農業委員会での否決する理由や、審議を保留するための理由が見つからない限りは、そこは非常に厳しいのかなど。道理に反してしまうところであります。とにかく農地法には抵触せず遵守してあがっているというところで判断してもらうしかないかなどというところなんです。それで例えば反対住民の方から村の農業委員会宛てに、例えば訴訟を起こされたりなんかも考えられたりしますけれども、現実にはそこはあり得ないんじゃないかと。議事録はホームページにも公開しますし、申請内容等についても、開示請求がなんらかの形であればそれはお見せするし

かない。その時に、諮った内容で特に不備がなければ、開示しても何も心配するところはないのかなというふうに考えています。

議 長

私たちの役目というのは許認可なんですよね。この申請に対して良いか悪いか、イエスかノーかですから。仮にここでイエスとしても、その通りにやってくれば良いけれども、正直言って分からないんですよね。仮にここでノーとするとしても、ノーとする要因が無いんですよね。それが1番悩ましい。仮に計画通りにやらなかった場合には、県にも指導をお願いして、我々も今後しっかりと見守っていかなくてはならないと思われれます。皆さんが心配しているのは私も十分に分かります。通りでこういった事業をやるべきではないんですよね本来は。もっと別な形でできなかったのかとは思いますが。地域の皆さんも心配しています。

5番大木一男推進委員

こういった事業は幹線道路沿いなんかでもできてしまうんですね。

事務局長

その土地に対して法的なものをクリアできていれば、ですから4号線沿い、特に須賀川、郡山なんかにはありますよね。この方は2mを超す目隠しはしないということで、綺麗にやったとしても、近隣の夜勤でお勤めになっている方とのトラブルがもう既に出ております。これから何が始まるか、まだ許可が出ていないということもあるんですが、地域の人への説明というのがまだできていないようです。そこは農業委員会で介入できる場所ではないというところ

議 長

それでは暫時休議としますので、ご意見等話し合ってください。2時30分まで休議致します。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

再開致します。それでは採決に移ります。どうですか皆さん。いろいろ思うところがあるでしょうけれども。ご異議ございませんか。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第4号受付番号第11号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第4号受付番号第11号につきまして、3月9日に、貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また現地についても3月9日に水野谷委員と確認いたしましたが問題はなく、また、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないと思われます。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第4号受付番号第11号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、大木推進委員と同様に、現地についても3月9日に確認いたしましたが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないと思われます。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

続いて、議案第5号から議案第12号農用地利用集積計画に対する意見の決定について、借り手が同一人物であるため、一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

議案第5号から議案第12号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第5号から議案第12号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第5号受付番号第12号から議案第12号受付番号第19号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第5号受付番号第12号から議案第12号受付番号第19号につきまして、3月6日に、貸し手・●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また現地については3月7日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないと思われまふ。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第5号受付番号第12号から議案第12号受付番号第19号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても3月7日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないと思われまふ。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第5号から議案第12号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

続いて、議案第13号中島農業振興地域整備計画〔農振除外〕(案)に対する意見の決定について、審議の前に、中島村農業委員会規則第10条の規定により、4番鈴木一男農業委員の除斥を求めた。

—— 暫時休議 ——

議 長

議事を再開する旨を宣し、議案第13号中島農業振興地域整備計画〔農振除外〕(案)に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第13号中島農業振興地域整備計画〔農振除外〕(案)に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

事務局長より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第13号中島農業振興地域整備計画の変更〔農振除外〕(案)に対する意見の決定については、原案のとおり異議ない旨村長へ進達する旨を宣した。

議 長

4番鈴木一男農業委員の除斥を解除する旨を宣した。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

議事を再開する旨を宣し、4番鈴木一男農業委員に対し、議案第13号については原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議 長

以上をもって、全議案審議終了の旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣し、事務局より説明。

一点目 次回の農業委員会総会は、4月15日(金)に役場2階会議室で行う。

二点目 令和3年度利用意向調査結果について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和4年3月15日 午後3時00分